

子どもに関する政策討論会議 参考資料Ⅰ 目次

<子どもに関する国の動き・法律等>

- ・こども家庭庁の創設 1
- ・こども基本法 2
- ・こども大綱の推進 3
- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律 8
- ・子どもの貧困対策に関する大綱 10

<子どもに関する各種データ>

- ・子どもの貧困率・子供の貧困に関する指標の推移 15
- ・子どもの貧困がもたらす社会的損失 22
- ・不登校の状況、高校中退の状況 23
- ・自殺の状況 27
- ・ヤングケアラーの実態 28

<各種実態調査・報告書>

- ・家庭の経済格差と子どもの認知・非認知能力格差の関係 30
- ・生活困窮世帯の新型コロナ・物価高騰の影響 34
- ・子どもの体験格差の実態調査 38

子どもに関する国の動き①(こども家庭庁の創設)

こども政策の新たな推進体制に関する基本方針のポイント

～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～

- 常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（「こどもまんなか社会」）、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押し。
- そのための新たな司令塔として、こども家庭庁を創設。

今後のこども政策の基本理念

こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策立案

- ◆ こどもは保護者や社会の支えを受けながら自己を確立していく主体と認識し、保護すべきところは保護しつつ、こどもの意見を年齢や発達段階に応じて政策に反映。若者の社会参画の促進。
- ◆ 家庭が基盤。親の成長を支援することがこどものより良い成長につながる。子育て当事者の意見を政策に反映。

全てのこどもの健やかな成長、Well-beingの向上

- ◆ 妊娠前から、妊娠・出産、新生児期、乳幼児期、学童期、思春期、青年期の一連の成長過程において、良質かつ適切な保健、医療、療育、福祉、教育を提供。
- ◆ 安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや体験ができ、幸せな状態（Well-being）で成長できるよう、家庭、学校、職域、地域等が一体的に取り組む。

誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援

- ◆ 全てのこどもが、施策対象として取り残されることなく、当事者として持続可能な社会の実現に参画できるよう支援。
- ◆ こども本人の福祉というだけにとどまらない我が国社会の持続可能性にも資するとの認識。

こどもや家庭が抱える様々な複合する課題に対し、制度や組織による縦割りの壁、年齢の壁を克服した切れ目ない包括的な支援

- ◆ こどもの困難は、こどもの要因、家庭の要因、家庭内の関係性の要因、環境の要因等、様々な要因が複合的に重なり合って表出。問題行動はこどもからのSOS。保護者自身にも支援が必要。
- ◆ 教育、福祉、保健、医療、雇用などに関係する機関や団体が密接にネットワークを形成し支援。18歳など特定の年齢で一律に区切ることなく、こどもや若者が円滑に社会生活を送ることができるようになるまで伴走。

待ちの支援から、予防的な関わりを強化するとともに、必要なこども・家庭に支援が確実に届くようプッシュ型支援、アウトリーチ型支援に転換

- ◆ 地域における関係機関やNPO等の民間団体等が連携して、こどもにとって適切な場所に向いてオーダーメイドの支援を行うアウトリーチ型支援（訪問支援）の充実。
- ◆ SNSを活用したプッシュ型の情報発信の充実。

データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案、PDCAサイクル（評価・改善）

- ◆ 様々なデータや統計を活用するとともに、こどもからの意見聴取などの定性的な事実も活用し、個人情報を取り扱う場合にあってはこども本人等の権利利益の保護にも十分に配慮しながら、エビデンスに基づき多面的に政策を立案し、評価し、改善。

※1
出典は
42ページ
に掲載

子どもに関する国の動き②(こども基本法)

こども基本法の概要

目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

責務等

- 国・地方公共団体の責務 ○ 事業者・国民の努力

白書・大綱

- 年次報告(法定白書)、こども大綱の策定
(※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存の3法律の白書・大綱と一体的に作成)

基本的施策

- 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

こども政策推進会議

- こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置
 - ① 大綱の案を作成
 - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
 - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附則

施行期日：令和5年4月1日
検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとりこども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

※2

子どもに関する国の動き③(こども大綱の推進)

こども大綱の推進

こども基本法において、政府は、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を策定することとされています。こども家庭庁のリーダーシップの下、「こども大綱」に基づき、政府全体のこども施策を推進していくこととなります。

概要

こども基本法に基づく「こども大綱」は、従来の「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」及び「子供の貧困対策に関する大綱」を一つに束ね(※)、一元化するとともに、さらに必要なこども施策を盛り込むことで、これまで以上に総合的かつ一体的にこども施策を進めていきます。「こども大綱」は、内閣総理大臣を会長とし、全閣僚で構成される「こども政策推進会議」で案を作成した上で閣議決定することとされており、内閣総理大臣からの諮問により、「こども家庭審議会」において、こどもや若者、子育て当事者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体等の関係者の意見を聴き、反映させながら、検討を行っています。

(※) 既存3大綱については、関連資料をご参照ください。

※ 3

子どもに関する国の動き③(こども大綱の推進)

こども政策の推進に係る有識者会議 第2次報告書 概要

こども大綱の案の具体化に当たり、こども・若者や子育て当事者等から聴いた意見を真摯に受け止めるとともに、既存3大綱の進捗と成果を踏まえつつ、本報告に示した考え方及び第1次報告書に記載された具体的施策の実現に向け最大限の努力を求める。

これまでの検討の経緯

R4.6
こども基本法 成立
(こども大綱策定に関し規定)

R4.9
こども政策の推進に係る有識者会議

R4.9~R5.1
幅広い当事者・関係者から意見聴取



関係団体・有識者との対話



大臣による児童館・児童養護施設等訪問



こども大綱の役割

- ▶ 既存の少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱を一元化し、さらに必要な施策を盛り込む。
- ▶ 政府を挙げて取り組むべきこども・若者に関する施策、少子化の克服、こどもの貧困に関する施策を幅広く対象。
- ▶ こども大綱で、常にこども・若者の最善の利益を第一に考え、こども・若者に関する取組・政策を社会の真ん中に据えた「こどもまんなか社会」を実現。
- ▶ 家庭を持つことや、こどもを産むことや育てることの喜び・楽しさを実感できることで、少子化の克服やこども・若者のより良い成長を実現。

こどもまんなかフォーラム等から得られた気付きや示唆

※得られた意見等については別紙参照

- ① こども・若者の意見表明や参画に関連する事項
- ② こどもや若者の健やかな成長に関連する事項
- ③ 困難な状況にあるこどもや若者、家庭への支援に関連する事項
- ④ 結婚、妊娠・出産、子育てに関連する事項
- ⑤ こども・若者の周囲にいる大人に対する支援に関連する事項
- ⑥ 関係省庁・地方自治体・民間団体等の連携に関連する事項

※ 4

既存3大綱：少子化社会対策大綱

少子化社会対策大綱のポイント

参考資料4

- ◆ 新たな「少子化社会対策大綱」を、令和2年5月29日に閣議決定。
- ◆ 基本的な目標として「希望出生率1.8」の実現を掲げ、目標実現のための具体的な道筋を示す狙い。

背景

- 2019年の出生数は86万5,239人と過去最少（「86万ショック」）
- 少子化の進行は、人口の減少と高齢化を通じて社会経済に多大な影響を及ぼす、国民共通の困難
- 少子化の背景にある、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む隘路の打破に強力に取り組む必要

主な施策

- 「希望出生率1.8」の実現に向けて、ライフステージに応じた総合的な少子化対策を大胆に進める

【結婚しない理由】
男女とも「適当な相手にめぐり合わない」が最多

【理想の子供数を持たない理由(理想1人)】
欲しいけれどもできないから (74.0%)
高齢で生むのはいやだから (39.0%)

【夫の休日の家事・育児時間別にみた第2子以降の出生割合】
家事・育児時間なし：10.0% 6時間以上：87.1%

【理想の子供数を持たない理由(理想3人)】
子育てや教育にお金がかかりすぎるから (69.8%)

結婚支援

地方公共団体が行う総合的な結婚支援の一層の取組を支援

結婚に伴う新生活のスタートアップに係る経済的負担を軽減

妊娠・出産への支援

＜不妊治療＞
不妊治療の費用助成を行うとともに、適応症と効果が明らかな治療には広く医療保険の適用を検討し、支援を拡充

＜切れ目のない支援＞
産後ケア事業の充実等

仕事と子育ての両立

＜男性の家事・育児参画促進＞
男性の育休取得30%目標に向けた総合的な取組の推進

＜育児休業給付＞
上記取組の推進状況を踏まえ、中長期的な観点から、その充実を含め、効果的な制度の在り方を総合的に検討

＜待機児童解消＞
保育の受け皿確保

地域・社会による子育て支援

保護者の就業の有無等にかかわらず多様なニーズに応じて、全ての子育て家庭が、それぞれが必要とする支援にアクセスでき、安全かつ安心して子供を育てられる環境を整備

経済的支援

＜児童手当＞
財源確保の具体的な方策と併せて、子供の数や所得水準に応じた効果的な給付の在り方を検討

＜高等教育の修学支援＞
多子世帯に更に配慮した制度の充実を検討

＜幼児教育・保育の無償化＞
2019年10月からの無償化を着実に実施

- 更に強力に少子化対策を押し進めるために必要な安定財源の確保について、国民各層の理解を得ながら、社会全体での費用負担の在り方を含め、幅広く検討を進める

新型コロナウイルス

- 新型コロナウイルスの流行は、安心して子供を生み育てられる環境整備の重要性を改めて浮き彫りにした
- 非常時の対応にも留意しながら、事態の収束後に見込まれる社会経済や国民生活の変容も見通しつつ、総合的な少子化対策を進める

※5

既存3大綱：子供・若者育成支援推進大綱

子供・若者育成支援推進大綱（令和3年4月6日子ども・若者育成支援推進本部決定） ポイント ～全ての子供・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会を目指して～

子ども・若者育成支援推進法（H22年施行）に基づき、総理大臣を本部長とし全閣僚で構成する「子ども・若者育成支援推進本部」にて策定。H22,27年度に続く第3次の大綱

1. 子供・若者を取り巻く状況

[1] 社会全体の状況（子供・若者の健全育成に関連する主な社会課題）

生命・安全の危機

孤独・孤立の顕在化

低いWell-being

格差拡大への懸念

持続可能で多様性・包摂性ある社会づくり

リアルな体験の充実とデジタル・トランスフォーメーション（DX）の両面展開

成年年齢の引下げ

人権・権利の保障

ポストコロナ時代における国家・社会の形成者の育成

[2] 子供・若者が過ごす「場」ごとの状況

家庭、学校、地域、情報通信環境（ネット空間）、就業（働く場）ごとに状況を整理。

2. 子供・若者育成支援の基本的な方針・施策

① 全ての子供・若者の健やかな育成

幼年・若年期を健やかに過ごすことができ、かつ人生100年時代を幸せ（Well-being）に生き抜く基盤を形成できるよう、育成

自然・文化体験の充実と1人1台ICT環境の有効活用、少人数学級の実施、健康・安全教育、消費者教育の推進、社会形成に参画する態度、若者の雇用安定化 等

② 困難を有する子供・若者やその家族の支援

困難な状態を速やかに克服・軽減しつつ成長していけるよう、家族を含め、誰ひとり取り残さず、非常時にも途切れることなく支援

担当大臣のリーダーシップの下での孤独・孤立対策、自殺、虐待、貧困等への対策、複合的課題への包括的支援、SNS相談やアウトリーチの充実、SOSを出し、受け止める力の育成 等

③ 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援

長所を伸ばし、特技を磨き、才能を開花させ、世界や日本、地域社会の未来を切り拓けるよう、応援

STEAM（Science,Technology,Engineering,Art,Mathematics）教育、起業家教育、“出る杭”の応援、地方移住、地域貢献活動の促進 等

④ 子供・若者の成長のための社会環境の整備

家庭、学校、地域等が、Well-beingの観点からより良い環境となるよう、支援の機運を高め、ネットワークを整え、活動を促進

多様な居場所づくり、子育て支援、家庭教育支援、地域と学校の協働、ネット利用の適正化、働き方改革、テレワーク、子供・若者への投資の推進 等

⑤ 子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援 P16

専門人材から身近な大人、子供・若者自身や家族に至るまで、多様な担い手を養成・確保し、支援

企業等の参画促進、教師の資質能力の向上、専門や地域を超えた共助の推進、先端技術・データ活用（Child-Youth Tech）等 P16-17,P45-46

3. 施策の推進体制

▶ 子供・若者の多様化や課題の複雑化、孤独・孤立やWell-beingの観点等を踏まえ、**多様なデータ**（子供・若者の意識、や状況、支援計画・機関の整備状況、他の大綱・基本計画における関連指標等）**からなる参考指標（子供・若者インデックス）**を新たに設定。それらを可視化した子供・若者インデックスボードを作成し、総合的・多面的な評価を充実するとともに、**社会全体での支援推進に活用。**

▶ 大綱の期間は**おおむね5年（令和3～7年度）**としつつ、**社会情勢、政策動向等に応じ適時改定。**

※5

既存3大綱：子供の貧困対策に関する大綱

子供の貧困対策に関する大綱のポイント（令和元年11月29日閣議決定）

子供の貧困対策に関する大綱

- 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成25年成立、議員立法）に基づき策定
- 今般の大綱改定は、
 - ①前大綱（平成26年8月閣議決定）において、5年を目途に見直しを検討するとされていたこと、及び②議員立法による法律改正（令和元年6月）を踏まえて実施。
- 平成30年11月の子どもの貧困対策会議（会長：内閣総理大臣）において、令和元年度中に新たな大綱を策定することとされた。

目的

現在から将来にわたり、全ての子供たちが夢や希望を持てる社会を目指す
子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子供を第一に考えた支援を包括的・早期に実施

基本的方針

- ① 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援 → 子供のライフステージに応じて早期の課題把握
- ② 支援が届かない又は届きにくい子供・家庭への配慮 → 声を上げられない子供や家庭の早期発見と支援の多様化
- ③ 地方公共団体による取組の充実 → 計画策定や取組の充実、市町村等が保有する情報の活用促進

指標

ひとり親の正規雇用割合、食料又は衣服が買えない経験等を追加（指標数 25→39）

指標の改善に向けた重点施策（主なもの）

1. 教育の支援

- 学力保障、高校中退予防、中退後支援**の観点を含む教育支援体制の整備
少人数指導や習熟度別指導、補習等のための教職員等の指導体制の充実、教育相談体制の充実、高校中退者への学習支援・情報提供等
- 真に支援が必要な低所得者世帯の子供たちに対する**大学等の授業料減免や給付型奨学金**を実施

2. 生活の安定に資するための支援

- 妊娠・出産期からの切れ目のない支援、困難を抱えた女性への支援**
子育て世代包括支援センターの全国展開、若年妊婦等へのアウトリーチ、SNSを活用した相談支援、ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化・民間団体の活用等
- 生活困窮家庭の親の自立支援** 生活困窮者に対する自立相談、就労準備、家計改善の一体的な支援の実施を推進

3. 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- ひとり親への就労支援** 資格取得や学び直しの支援、ショートステイ（児童養護施設等で一時的に子供を預かる事業）等の両立支援

4. 経済的支援

- 児童扶養手当制度の着実な実施** 支払回数を年3回から6回に見直し（令和元年11月支給分～）
- 養育費の確保の推進** 養育費の取決め支援、民事執行法の改正による財産開示手続の実効性の向上

施策の推進体制等

- 地方公共団体の計画策定等支援**
- 子供の未来応援国民運動の推進** 子供の未来応援基金等の活用

子どもの貧困対策の推進に関する法律 (平成25年策定)

子どもの貧困対策の推進に関する法律について (平成25年法律第64号)

現状・背景

- 子どもの貧困率
18歳未満の子どもで 15.7% (2010年OECD加盟34カ国中25位)
(2009年厚労省データ) (OECD(2014)データ) ※日本の数値は2009年
- ひとり親世帯での貧困率 50.8% (2010年OECD加盟34カ国中33位)
(2009年厚労省データ) (OECD(2014)データ) ※日本の数値は2009年
- 生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率 89.9% (全体 98.4%)
(2013年厚労省/文科省データ)
- 世代を超えた「貧困の連鎖」

目的・基本理念

この法律は、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

■ 子どもの貧困対策は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として推進されなければならない。

■ 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、総合的な取組として行わなければならない。

子どもの貧困対策を総合的に推進するための枠組みづくり

国

地方公共団体

子どもの貧困対策会議
(会長：内閣総理大臣)

密接な連携

大綱案の作成
関係者の意見を把握
(衆・厚労委 決議)

子どもの貧困対策に関する大綱
(閣議決定)

勘案

都道府県子どもの貧困対策計画
(策定努力義務)

大綱に掲げる
事項

基本的な方針

子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策

教育支援 生活支援 保護者への就労支援 経済的支援 調査研究

子どもの貧困状況及び貧困対策の実施状況を毎年公表

参考

※ 6

8

子どもの貧困対策の推進に関する法律（令和元年改正）

子どもの貧困対策の推進に関する法律 改正概要

資料2

令和元年6月19日公布
公布後3月以内に政令で定める日から施行

主な改正内容

1. 目的・基本理念の充実

- (1) 目的規定に、主に以下の事項を明記する。
 - ① 子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策であること
 - ② 貧困解消に向けて、児童の権利条約の精神に則り推進すること
- (2) 基本理念に、以下の事項を明記する。
 - ① 子どもの年齢等に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先考慮され、健やかに育成されること
 - ② 各施策を子どもの状況に応じ包括的かつ早期に講ずること
 - ③ 貧困の背景に様々な社会的要因があることを踏まえること

2. 大綱の記載事項の拡充等

- (1) 大綱記載事項として、「一人親世帯の貧困率」及び「生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率」とともに、検証評価等の施策の推進体制を明記する。
- (2) 子どもの貧困対策会議が大綱案の作成及び変更の際に、関係者の意見反映のための措置を講ずる旨を規定する。

3. 市町村による貧困対策計画の策定

市町村に対し、貧困対策計画を策定する努力義務を課す。（都道府県・政令市については、既に措置済み）

4. 具体的施策の趣旨の明確化等

- 教育支援：教育の機会均等が図られるべき趣旨を明確化
生活支援：子どもへの直接的な支援以外の支援も含む旨を強調
就労支援：就労後の職業生活も支援対象となる旨を明確化
調査研究：指標に関する研究を行う旨を明確化

5. 検討規定

本法施行後5年を目途に見直す検討条項を規定する。

※7

子どもの貧困対策に関する大綱

子供の貧困対策に関する大綱のポイント（令和元年11月29日閣議決定）

子供の貧困対策に関する大綱

- 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成25年成立、議員立法）に基づき策定
- 今般の大綱改定は、
 - ①前大綱（平成26年8月閣議決定）において、5年を目途に見直しを検討するとされていたこと、及び②議員立法による法律改正（令和元年6月）を踏まえて実施。
 - 平成30年11月の子供の貧困対策会議（会長：内閣総理大臣）において、令和元年度中に新たな大綱を策定することとされた。

目的

現在から将来にわたり、全ての子供たちが夢や希望を持てる社会を目指す
子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子供を第一に考えた支援を包括的・早期に実施

基本的方針

- ① 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援 ➡ 子供のライフステージに応じて早期の課題把握
- ② 支援が届かない又は届きにくい子供・家庭への配慮 ➡ 声を上げられない子供や家庭の早期発見と支援の多様化
- ③ 地方公共団体による取組の充実 ➡ 計画策定や取組の充実、市町村等が保有する情報の活用促進

指標

ひとり親の正規雇用割合、食料又は衣服が買えない経験等を追加（指標数 25→39）

指標の改善に向けた重点施策（主なもの）

1. 教育の支援

- 学力保障、高校中退予防、中退後支援**の観点を含む教育支援体制の整備
少人数指導や習熟度別指導、補習等のための教職員等の指導体制の充実、教育相談体制の充実、高校中退者への学習支援・情報提供等
- 真に支援が必要な低所得者世帯の子供たちに対する**大学等の授業料減免や給付型奨学金**を実施

2. 生活の安定に資するための支援

- 妊娠・出産期からの切れ目のない支援、困難を抱えた女性への支援**
子育て世代包括支援センターの全国展開、若年妊婦等へのアウトリーチ、SNSを活用した相談支援、ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化・民間団体の活用等
- 生活困窮家庭の親の自立支援** 生活困窮者に対する自立相談、就労準備、家計改善の一体的な支援の実施を推進

3. 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- ひとり親への就労支援** 資格取得や学び直しの支援、ショートステイ（児童養護施設等で一時的に子供を預かる事業）等の両立支援

4. 経済的支援

- 児童扶養手当制度の着実な実施** 支払回数等を年3回から6回に見直し（令和元年11月支給分～）
- 養育費の確保の推進** 養育費の取決め支援、民事執行法の改正による財産開示手続の実効性の向上

施策の推進体制等

- 地方公共団体の計画策定等支援**
- 子供の未来応援国民運動の推進** 子供の未来応援基金等の活用

子供の貧困対策に関する大綱（概要）

I 目的・理念

- 現在から将来にわたって、全ての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指す。
- 子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じる。

II 基本的な方針

- 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援
- 支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭への配慮
- 地方公共団体による取組の充実
など

III 子供の貧困に関する指標

- 生活保護世帯に属する子供の高校・大学等進学率
- 高等教育の修学支援新制度の利用者数
- 食料又は衣服が買えない経験
- 子供の貧困率
- ひとり親世帯の貧困率

など、39の指標

IV 指標の改善に向けた重点施策

教育の支援

- 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上
- 地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築
 - ・スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築、少人数指導や習熟度別指導、補習等のための指導体制の充実等を通じた学校教育による学力保障
- 高等学校等における修学継続のための支援
 - ・高校中退の予防のための取組、高校中退後の支援
- 大学等進学に対する教育機会の提供
- 特に配慮を要する子供への支援
- 教育費負担の軽減
- 地域における学習支援等

保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- 職業生活の安定と向上のための支援
 - ・所得向上策の推進、職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現
- ひとり親に対する就労支援
- ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援

生活の安定に資するための支援

- 親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援
 - ・特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援 等
- 保護者の生活支援
 - ・保護者の自立支援、保育等の確保 等
- 子供の生活支援
- 子供の就労支援
- 住宅に関する支援
- 児童養護施設退所者等に関する支援
 - ・家庭への復帰支援、退所等後の相談支援
- 支援体制の強化

経済的支援

- 児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施
- 養育費の確保の推進
- 教育費負担の軽減

施策の推進体制等

<子供の貧困に関する調査研究等>

- 子供の貧困の実態等を把握するための調査研究
- 子供の貧困に関する指標に関する調査研究
- 地方公共団体による実態把握の支援

<施策の推進体制等>

- 国における推進体制
- 地域における施策推進への支援
- 官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開
- 施策の実施状況等の検証・評価
- 大綱の見直し

※ 8

子供の貧困対策に関する大綱

I 目的・理念

- 現在から将来にわたって、全ての子供たちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指す。
- 子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じる。

II 基本的な方針

<分野横断的な基本方針>

- 1 貧困の連鎖を断ち切り、全ての子供が夢や希望を持てる社会を目指す。
- 2 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築する。
- 3 支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭に配慮して対策を推進する。
- 4 地方公共団体による取組の充実を図る。

<分野ごとの基本方針>

- 1 教育の支援では、学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付けるとともに、高校進学後の支援の強化や教育費負担の軽減を図る。
- 2 生活の支援では、親の妊娠・出産期から、社会的孤立に陥ることのないよう配慮して対策を推進する。
- 3 保護者の就労支援では、職業生活の安定と向上に資するよう、所得の増大や、仕事と両立して安心して子供を育てられる環境づくりを進める。
- 4 経済的支援に関する施策は、様々な支援を組み合わせることでその効果を高めるとともに、必要な世帯へ支援の利用を促していく。
- 5 子供の貧困に対する社会の理解を促進し、国民運動として官公民の連携・協働を積極的に進める。
- 6 今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。

Ⅲ 子供の貧困に関する指標

【教育の支援】

- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 93.7% (平成30年4月1日現在)
- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率 4.1% (平成30年4月1日現在)
- 生活保護世帯に属する子供の大学等進学率 36.0% (平成30年4月1日現在)
- 児童養護施設の子供の進学率
 - ・中学校卒業後 95.8% (平成30年5月1日現在)
 - ・高等学校等卒業後 30.8% (平成30年5月1日現在)
- ひとり親家庭の子供の就園率(保育所・幼稚園等) 81.7% (平成28年11月1日現在)
- ひとり親家庭の子供の進学率
 - ・中学校卒業後 95.9% (平成28年11月1日現在)
 - ・高等学校等卒業後 58.5% (平成28年11月1日現在)
- 全世帯の子供の高等学校中退率 1.4% (平成30年度)
- 全世帯の子供の高等学校中退者数 48,594人 (平成30年度)
- スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合
 - ・小学校 50.9% (平成30年度)
 - ・中学校 58.4% (平成30年度)
- スクールカウンセラーの配置率
 - ・小学校 67.6% (平成30年度)
 - ・中学校 89.0% (平成30年度)
- 就学援助制度に関する周知状況 65.6% (平成29年度)
- 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況
 - ・小学校 47.2% (平成30年度)
 - ・中学校 56.8% (平成30年度)
- 高等教育の修学支援新制度の利用者数
 - ・大学 ・短期大学 ・高等専門学校 ・専門学校

【保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援】

- ひとり親家庭の親の就業率
 - ・母子世帯 80.8% (平成27年)
 - ・父子世帯 88.1% (平成27年)
- ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合
 - ・母子世帯 44.4% (平成27年)
 - ・父子世帯 69.4% (平成27年)

【生活の安定に資するための支援】

- 電気、ガス、水道料金の未払い経験
 - ・ひとり親世帯 (平成29年)
 - 電気料金 14.8% ガス料金 17.2% 水道料金 13.8%
 - ・子供がある全世帯 (平成29年)
 - 電気料金 5.3% ガス料金 6.2% 水道料金 5.3%
- 食料又は衣服が買えない経験
 - ・ひとり親世帯 (平成29年)
 - 食料が買えない経験 34.9%
(よくあった6.7%、ときどきあった11.8%、まれにあった16.4%の合計)
 - 衣服が買えない経験 39.7%
(よくあった10.0%、ときどきあった10.5%、まれにあった19.2%の合計)
 - ・子供がある全世帯 (平成29年)
 - 食料が買えない経験 16.9%
(よくあった2.5%、ときどきあった5.1%、まれにあった9.2%の合計)
 - 衣服が買えない経験 20.9%
(よくあった3.0%、ときどきあった5.6%、まれにあった12.3%の合計)
- 子供がある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合
 - ・ひとり親世帯 (平成29年)
 - 重要な事柄の相談 8.9%
 - いざというときのお金の援助 25.9%
 - ・等価可処分所得第Ⅰ～Ⅲ十分位 (平成29年)
 - 重要な事柄の相談 7.2%
 - いざというときのお金の援助 20.4%

【経済的支援】

- 子供の貧困率
 - ・国民生活基礎調査 13.9% (平成27年)
 - ・全国消費実態調査 7.9% (平成26年)
- ひとり親世帯の貧困率
 - ・国民生活基礎調査 50.8% (平成27年)
 - ・全国消費実態調査 47.7% (平成26年)
- ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合
 - ・母子世帯 42.9% (平成28年度)
 - ・父子世帯 20.8% (平成28年度)
- ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合
 - ・母子世帯 69.8% (平成28年度)
 - ・父子世帯 90.2% (平成28年度)

IV 指標の改善に向けた重点施策

教育の支援

- 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上** ・幼児教育・保育の無償化 ・幼児教育・保育の質の向上
- 地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築**
・スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築等 ・少人数指導や習熟度別指導、補習等のための指導体制の充実等を通じた学校教育による学力保障
- 高等学校等における修学継続のための支援** ・高校中退の予防のための取組 ・高校中退後の支援
- 大学等進学に対する教育機会の提供** ・高等教育の修学支援
- 特に配慮を要する子供への支援** ・児童養護施設等の子供への学習・進学支援 ・特別支援教育に関する支援の充実 ・外国人児童生徒等への支援
- 教育費負担の軽減** ・義務教育段階の就学支援の充実 ・高校生等への修学支援等による経済的負担の軽減 ・生活困窮世帯等・ひとり親家庭への進学費用等の負担軽減
- 地域における学習支援等** ・地域学校協働活動における学習支援等 ・生活困窮世帯等への学習支援
- その他の教育支援** ・学生支援ネットワークの構築 ・夜間中学の設置促進・充実 ・学校給食を通じた子供の食事・栄養状態の確保 ・多様な体験活動の機会の提供

生活の安定に資するための支援

- 親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援** ・妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援 ・特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援
- 保護者の生活支援** ・保護者の自立支援 ・保育等の確保 ・保護者の育児負担の軽減
- 子供の生活支援** ・生活困窮世帯等の子供への生活支援 ・社会的養育が必要な子供への生活支援 ・食育の推進に関する支援
- 子供の就労支援** ・生活困窮世帯等の子供に対する進路選択等の支援 ・高校中退者等・児童福祉施設入所児童等への就労支援 ・子供の社会的自立の確立のための支援
- 住宅に関する支援**
- 児童養護施設退所者等に関する支援** ・家庭への復帰支援 ・退所等後の相談支援
- 支援体制の強化** ・児童家庭支援センターの相談機能の強化 ・社会的養護の体制整備 ・市町村等の体制強化
・ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化等の推進 ・生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進 ・相談職員の資質向上

職業者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- 職業生活の安定と向上のための支援** ・所得向上策の推進、職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現
- ひとり親に対する就労支援** ・ひとり親家庭の親への就労支援 ・職業と家庭の両立 ・学び直しの支援 ・企業表彰
- ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援** ・就労機会の確保 ・学び直しの支援 ・非正規雇用から正規雇用への転換

経済的支援

- 児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施**
- 養育費の確保の推進**
- 教育費負担の軽減**

V 子供の貧困に関する調査研究等

- 子供の貧困の実態等を把握するための調査研究**
- 子供の貧困に関する指標に関する調査研究**
- 地方公共団体による実態把握の支援**

VI 施策の推進体制等

- 国における推進体制** ○**地域における施策推進への支援**
- 官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開**
- 施策の実施状況等の検証・評価** ○**大綱の見直し**

子どもの貧困率の推移

表 11 貧困率の年次推移

	1985 (昭和60)年	1988 (63)	1991 (平成3)年	1994 (6)	1997 (9)	2000 (12)	2003 (15)	2006 (18)	2009 (21)	2012 (24)	2015 (27)	2018 (30)		2021 (令和3)年
												旧基準	新基準	新基準
	(単 位 : %)													
相対的貧困率	12.0	13.2	13.5	13.8	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.7	15.4	15.7	15.4
子どもの貧困率	10.9	12.9	12.8	12.2	13.4	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9	13.5	14.0	11.5
子どもがいる現役世帯	10.3	11.9	11.6	11.3	12.2	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9	12.6	13.1	10.6
大人が一人	54.5	51.4	50.1	53.5	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8	48.1	48.3	44.5
大人が二人以上	9.6	11.1	10.7	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7	10.7	11.2	8.6
	(単 位 : 万 円)													
中 央 値 (a)	216	227	270	289	297	274	260	254	250	244	244	253	248	254
貧 困 線 (a/2)	108	114	135	144	149	137	130	127	125	122	122	127	124	127

注：1) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。

2) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

3) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

4) 1994(平成6)年の数値は、兵庫県を除いたものである。

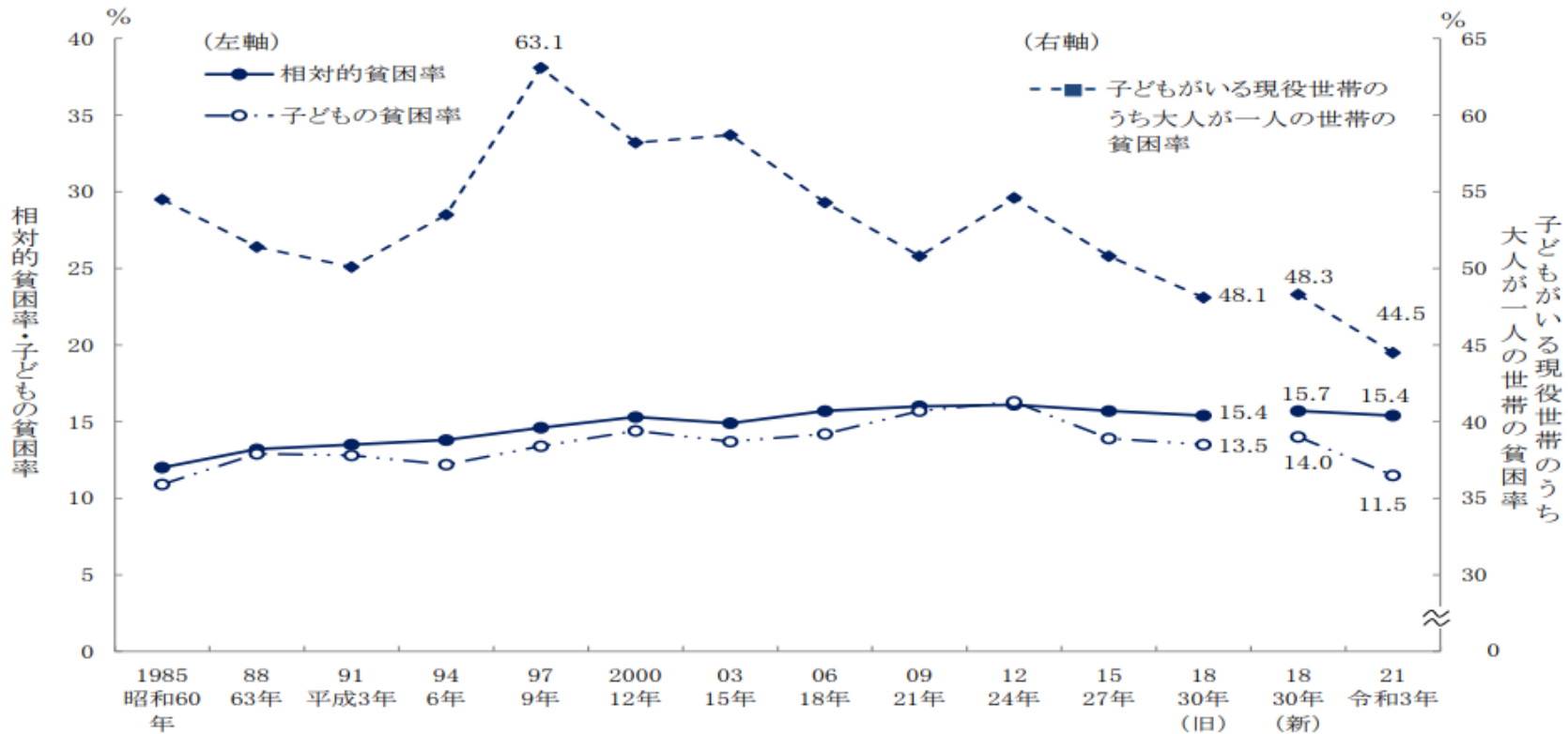
5) 2015(平成27)年の数値は、熊本県を除いたものである。

6) 2018(平成30)年の「新基準」は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、
「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。

7) 2021(令和3)年からは、新基準の数値である。

※9

図 13 貧困率の年次推移



- 注：1) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。
 2) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
 3) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。
 4) 1994（平成6）年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 5) 2015（平成27）年の数値は、熊本県を除いたものである。
 6) 2018（平成30）年の「新基準」は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。
 7) 2021（令和3）年からは、新基準の数値である。

※9

子供の貧困に関する指標の推移

1. 教育の支援

指標	前大綱策定時	現大綱策定時	直近値
生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 (厚生労働省社会・援護局保護課調べ)	90.8% (平成25年4月1日現在)	93.7% (平成30年4月1日現在)	93.7% (令和3年4月1日現在)
生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率 (厚生労働省社会・援護局保護課調べ)	5.3% (平成25年4月1日現在)	4.1% (平成30年4月1日現在)	3.6% (令和3年4月1日現在)
生活保護世帯に属する子供の大学等進学率 (厚生労働省社会・援護局保護課調べ)	32.9% (平成25年4月1日現在)	36.0% (平成30年4月1日現在)	39.9% (令和3年4月1日現在)
児童養護施設の子供の進学率(中学校卒業後) (厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ)	96.6% (平成25年5月1日現在)	95.8% (平成30年5月1日現在)	96.4% (令和2年5月1日現在)
児童養護施設の子供の進学率(高等学校卒業後) (厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ)	22.6% (平成25年5月1日現在)	30.8% (平成30年5月1日現在)	33.0% (令和2年5月1日現在)
ひとり親家庭の子供の就園率(保育所・幼稚園等) (全国ひとり親世帯等調査)	72.3% (平成23年11月1日現在)	81.7% (平成28年11月1日現在)	81.7% (平成28年11月1日現在)
ひとり親家庭の子供の進学率(中学校卒業後) (全国ひとり親世帯等調査)	93.9% (平成23年11月1日現在)	95.9% (平成28年11月1日現在)	95.9% (平成28年11月1日現在)
ひとり親家庭の子供の進学率(高等学校卒業後) (全国ひとり親世帯等調査)	41.6% (平成23年11月1日現在)	58.5% (平成28年11月1日現在)	58.5% (平成28年11月1日現在)
全世帯の子供の高等学校中退率 (児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査)		1.4% (平成30年度)	1.1% (令和2年度)
全世帯の子供の高等学校中退者数 (児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査)		48,594人 (平成30年度)	34,965人 (令和2年度)

※10

子供の貧困に関する指標の推移

指標		前大綱策定時	現大綱策定時	直近値
スクールソーシャルワーカーによる 対応実績のある学校の割合 (小学校) (文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ)			50.9% (平成30年度)	56.9% (令和2年度)
スクールソーシャルワーカーによる 対応実績のある学校の割合 (中学校) (文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ)			58.4% (平成30年度)	61.7% (令和2年度)
スクールカウンセラーの配置率 (小学校) (文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ)		37.6% (平成24年度)	67.6% (平成30年度)	86.2% (令和2年度)
スクールカウンセラーの配置率 (中学校) (文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ)		82.4% (平成24年度)	89.0% (平成30年度)	91.8% (令和2年度)
就学援助制度に関する周知状況 (入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を 配布している市町村の割合) (※1) (文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課調べ)			65.6% (平成29年度)	81.1% (令和3年度)
新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況 (小学校) (文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課調べ)			47.2% (平成30年度)	83.7% (令和3年度)
新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況 (中学校) (文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課調べ)			56.8% (平成30年度)	85.1% (令和3年度)
高等教育の修学支援新制度 の利用者数 (※2) (独立行政法人日本学生支援機構調 べ、文部科学省調べ)	大学			23.0万人 (令和3年度)
	短期大学			1.6万人 (令和3年度)
	高等専門学校			0.3万人 (令和3年度)
	専門学校			7.0万人 (令和3年度)

※10

子供の貧困に関する指標の推移

2. 生活の安定に資するための支援

指標	前大綱策定時	現大綱策定時	直近値
電気、ガス、水道料金の未払い経験 (ひとり親世帯) (生活と支え合いに関する調査 (特別集計))		電気料金 14.8% ガス料金 17.2% 水道料金 13.8% (平成29年)	電気料金 14.8% ガス料金 17.2% 水道料金 13.8% (平成29年)
電気、ガス、水道料金の未払い経験 (子供がある全世帯) (生活と支え合いに関する調査 (特別集計))		電気料金 5.3% ガス料金 6.2% 水道料金 5.3% (平成29年)	電気料金 5.3% ガス料金 6.2% 水道料金 5.3% (平成29年)
食料又は衣服が買えない経験 (ひとり親世帯) (生活と支え合いに関する調査 (特別集計))		食料が買えない経験 34.9% 衣服が買えない経験 39.7% (平成29年)	食料が買えない経験 34.9% 衣服が買えない経験 39.7% (平成29年)
食料又は衣服が買えない経験 (子供がある全世帯) (生活と支え合いに関する調査 (特別集計))		食料が買えない経験 16.9% 衣服が買えない経験 20.9% (平成29年)	食料が買えない経験 16.9% 衣服が買えない経験 20.9% (平成29年)
子供がある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合 (ひとり親世帯) (生活と支え合いに関する調査 (特別集計))		重要な事柄の相談 8.9% いざという時のお金の援助 25.9% (平成29年)	重要な事柄の相談 8.9% いざという時のお金の援助 25.9% (平成29年)
子供がある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合 (等価可処分所得第Ⅰ～Ⅲ十分位) (生活と支え合いに関する調査 (特別集計))		重要な事柄の相談 7.2% いざという時のお金の援助 20.4% (平成29年)	重要な事柄の相談 7.2% いざという時のお金の援助 20.4% (平成29年)

※10

子供の貧困に関する指標の推移

3. 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

指標	前大綱策定時	現大綱策定時	直近値
ひとり親家庭の親の就業率(母子世帯) (国勢調査)		80.8% (平成27年)	83.0% (令和2年)
ひとり親家庭の親の就業率(父子世帯) (国勢調査)		88.1% (平成27年)	87.8% (令和2年)
ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合 (母子世帯) (国勢調査)		44.4% (平成27年)	50.7% (令和2年)
ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合 (父子世帯) (国勢調査)		69.4% (平成27年)	71.4% (令和2年)

※10

子供の貧困に関する指標の推移

4. 経済的支援

指標		前大綱策定時	現大綱策定時	直近値
子供の貧困率	国民生活基礎調査	16.3% (平成24年)	13.9% (平成27年)	13.5% (平成30年)
	全国家計構造調査		7.9% (平成26年)	8.3% (令和元年)
ひとり親世帯の貧困率	国民生活基礎調査	54.6% (平成24年)	50.8% (平成27年)	48.1% (平成30年)
	全国家計構造調査		47.7% (平成26年)	57.0% (令和元年)
ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合 (母子世帯) (全国ひとり親世帯等調査)			42.9% (平成28年度)	42.9% (平成28年度)
ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合 (父子世帯) (全国ひとり親世帯等調査)			20.8% (平成28年度)	20.8% (平成28年度)
ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合 (母子世帯) (全国ひとり親世帯等調査(特別集計))			69.8% (平成28年度)	69.8% (平成28年度)
ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合 (父子世帯) (全国ひとり親世帯等調査(特別集計))			90.2% (平成28年度)	90.2% (平成28年度)

※10

子どもの貧困がもたらす社会的損失

- ①現状を放置した場合と
- ②子どもの教育格差を改善する対策を行った場合を比較

- ・大卒者の増加や就業形態の改善により生涯所得が増加
- ・所得増に伴い税・社会保障費用の支払いが増加

子どもの貧困がもたらす社会的損失(15歳(2013年時点)の1学年のみ)

シナリオ	所得	税・社会保障の純負担	正規職
①現状シナリオ	22.6兆円	5.7兆円	8.1万人
②改善シナリオ	25.5兆円	6.8兆円	9.0万人
差分	2.9兆円	1.1兆円	0.9万人

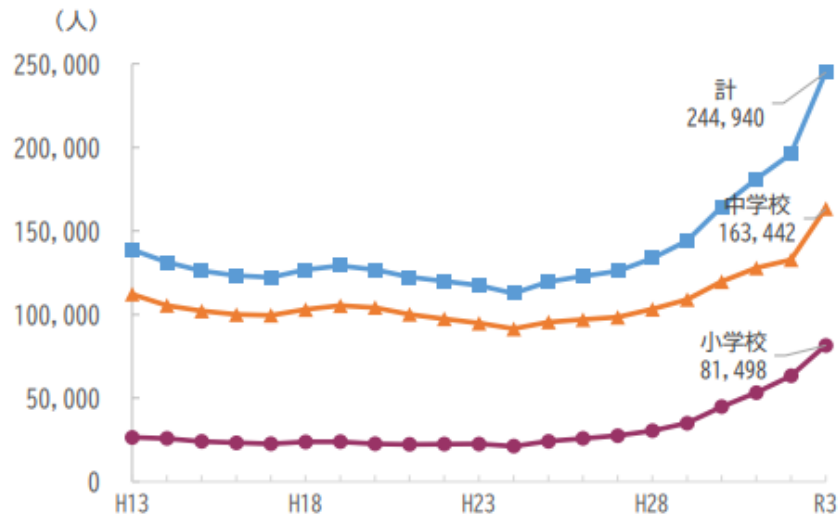
わずか1学年あたりでも経済損失 約2.9兆円
政府の財政負担 1.1兆円増加

※11

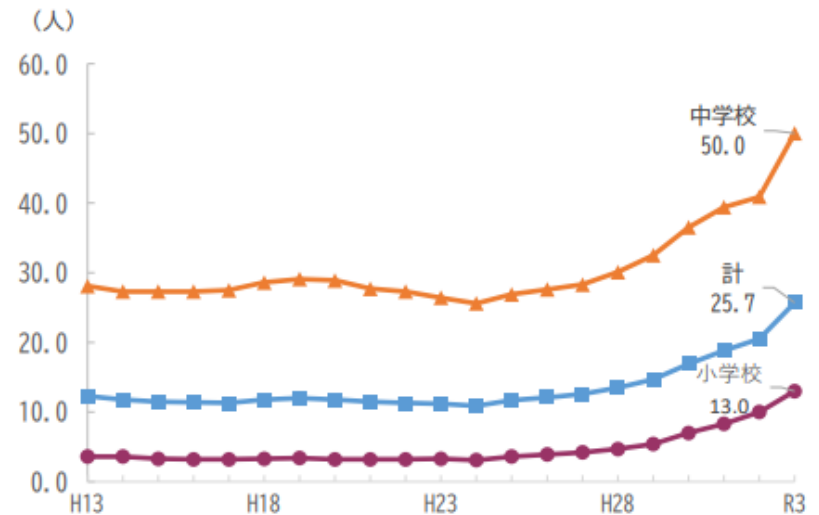
小・中学校における不登校の状況について

- 小・中学校における長期欠席者のうち、不登校児童生徒数は244,940人(前年度196,127人)であり、児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数は25.7人(前年度20.5人)。
- 不登校児童生徒数は9年連続で増加し、過去最多となっている。

不登校児童生徒数の推移



不登校児童生徒数の推移 (1,000人当たり不登校児童生徒数)



不登校児童生徒数(上段)と1,000人当たりの不登校児童生徒数(下段)

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
小学校	26,511	25,869	24,077	23,318	22,709	23,825	23,927	22,652	22,327	22,463	22,622	21,243	24,175	25,864	27,583	30,448	35,032	44,841	53,350	63,350	81,498
	3.6	3.6	3.3	3.2	3.2	3.3	3.4	3.2	3.2	3.2	3.3	3.1	3.6	3.9	4.2	4.7	5.4	7.0	8.3	10.0	13.0
中学校	112,211	105,383	102,149	100,040	99,578	103,069	105,328	104,153	100,105	97,428	94,836	91,446	95,442	97,033	98,408	103,235	108,999	119,687	127,922	132,777	163,442
	28.1	27.3	27.3	27.3	27.5	28.6	29.1	28.9	27.7	27.3	26.4	25.6	26.9	27.6	28.3	30.1	32.5	36.5	39.4	40.9	50.0
計	138,722	131,252	126,226	123,358	122,287	126,894	129,255	126,805	122,432	119,891	117,458	112,689	119,617	122,897	125,991	133,683	144,031	164,528	181,272	196,127	244,940
	12.3	11.8	11.5	11.4	11.3	11.8	12.0	11.8	11.5	11.3	11.2	10.9	11.7	12.1	12.6	13.5	14.7	16.9	18.8	20.5	25.7

※12

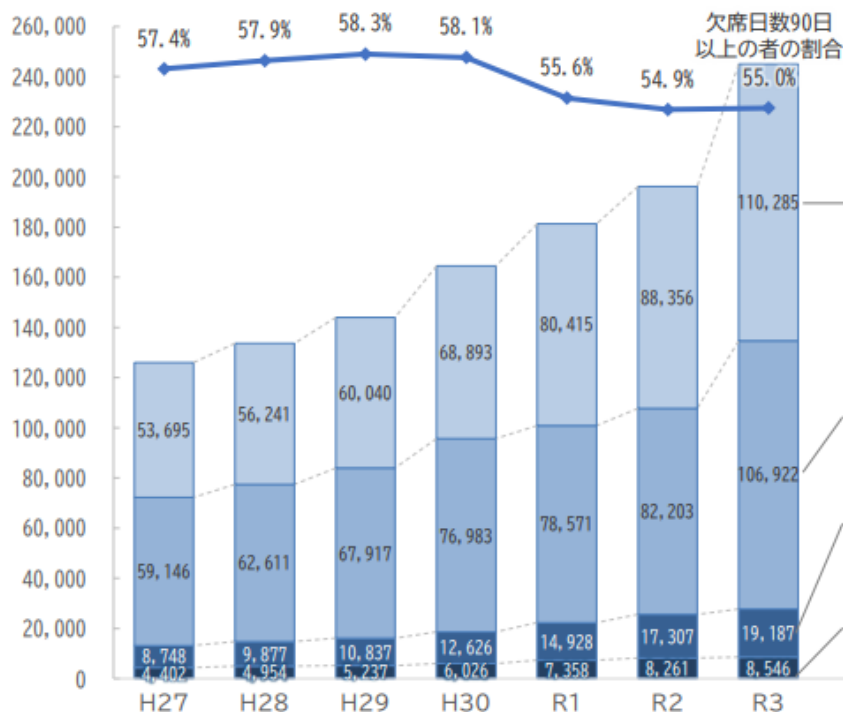
小・中学校における不登校の状況について

● 不登校児童生徒のうち90日以上欠席した者は134,655人(55.0%)であった。

不登校児童生徒の欠席期間別人数

● 推移表(小・中合計)

● 令和3年度の状況



	小中合計	小学校	中学校
不登校児童生徒数	244,940	81,498	163,442
欠席日数30～89日の者	110,285 45.0%	45,488 55.8%	64,797 39.6%
欠席日数90日以上以上の者	134,655 55.0%	36,010 44.2%	98,645 60.4%
うち、出席日数11日以上	106,922 43.7%	29,569 36.3%	77,353 47.3%
うち、出席日数1～10日の者	19,187 7.8%	4,117 5.1%	15,070 9.2%
うち、出席日数0日の者	8,546 3.5%	2,324 2.9%	6,222 3.8%

※ パーセンテージは、各区分における不登校児童生徒数に対する割合。

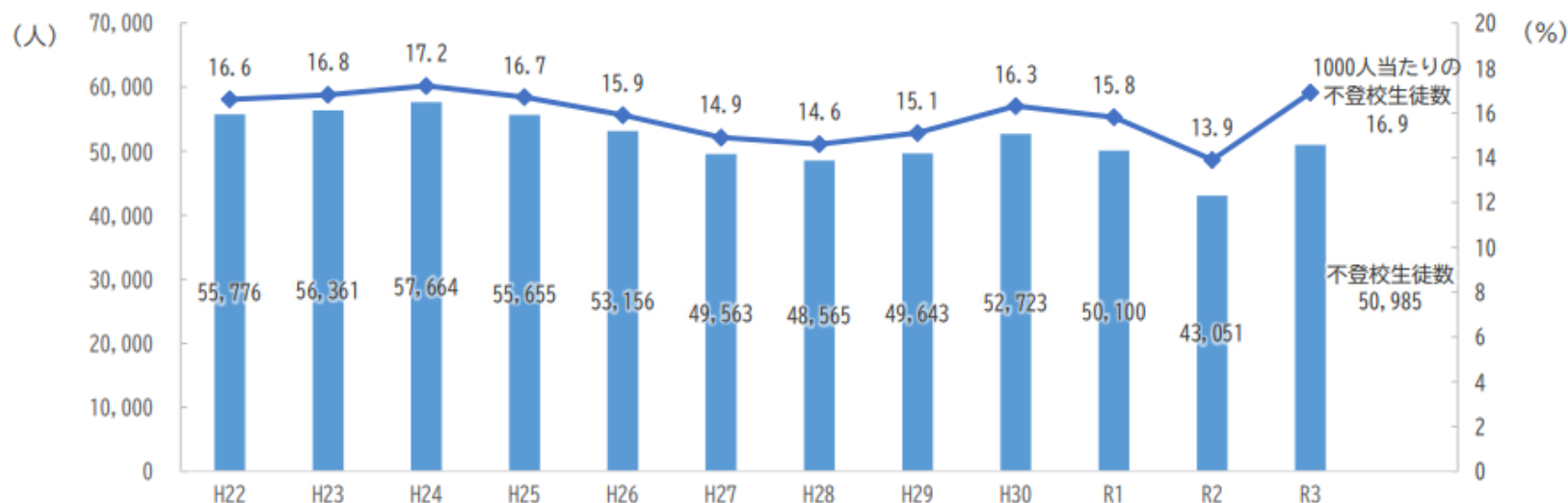
※ 出席日数については、学校に登校した日数であり、例えば自宅においてICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした場合など、出席扱いとした日数は含まない。

※12

高等学校における不登校の状況について

- 高等学校における不登校生徒数は50,985人(前年度43,051人)であり、1,000人当たりの不登校生徒数は、16.9人(前年度13.9人)である。

不登校生徒数の推移



- 90日以上欠席した者は、不登校生徒数の17.6%である。

区分	欠席日数30～89日の者	欠席日数90日以上で出席日数11日以上の方	欠席日数90日以上で出席日数1～10日の者	欠席日数90日以上で出席日数0日の者	不登校児童生徒数
国公立計	42,037 82.4%	7,150 14.0%	1,186 2.3%	612 1.2%	50,985

	国公立計	不登校生徒数に対する割合
不登校生徒のうち中途退学に至った者	8,940	17.5%
不登校生徒のうち原級留置になった者	3,006	5.9%

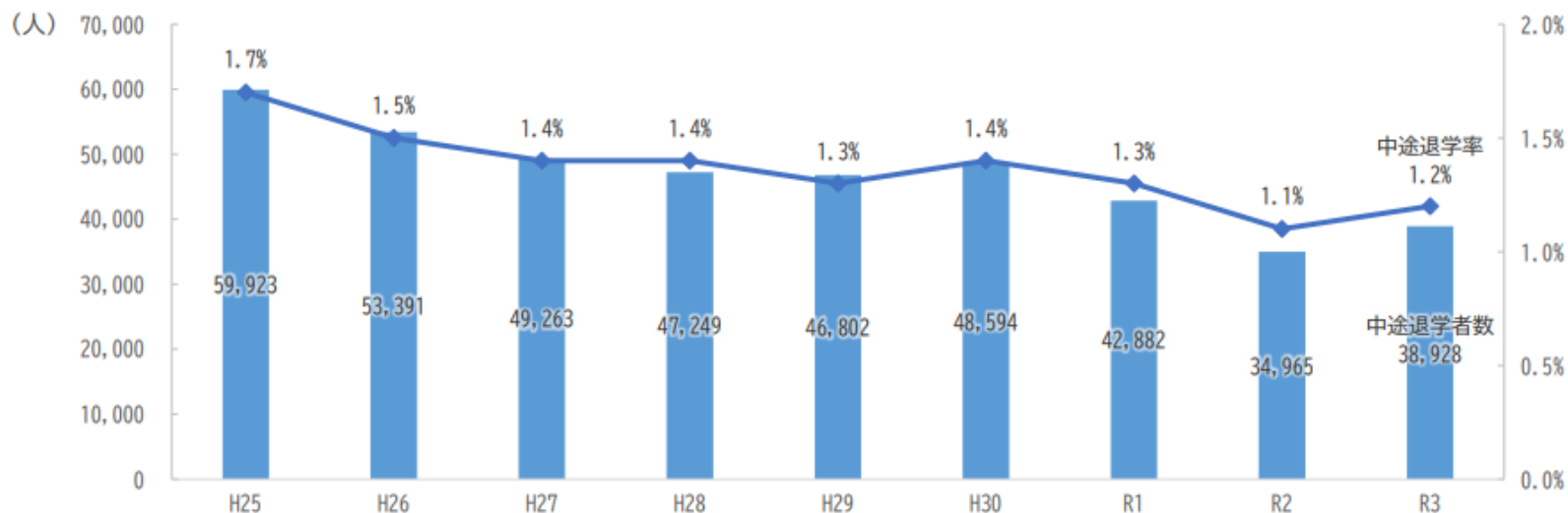
※ 出席日数については、学校に登校した日数であり、例えば自宅においてICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした場合など、出席扱いとした日数は含まない。

※12

高等学校における中途退学の状況について

● 高等学校における中途退学者数は38,928人(前年度34,965人)であり、中途退学者の割合は1.2%(前年度1.1%)である。

高等学校における中途退学者数及び中途退学率の推移



※中途退学率は、在籍者数に占める中途退学者数の割合。

事由別中途退学者数

	学業不振	学校生活・学業不応	進路変更	病気・けが・死亡	経済的理由	家庭の事情	問題行動等	その他
R1	2,905 6.8%	15,678 36.6%	15,237 35.5%	2,009 4.7%	782 1.8%	1,800 4.2%	1,614 3.8%	2,857 6.7%
R2	2,029 5.8%	10,662 30.5%	15,087 43.1%	1,650 4.7%	509 1.5%	1,402 4.0%	991 2.8%	2,635 7.5%
R3	2,560 6.6%	11,855 30.5%	17,219 44.2%	1,919 4.9%	532 1.4%	1,478 3.8%	954 2.5%	2,411 6.2%

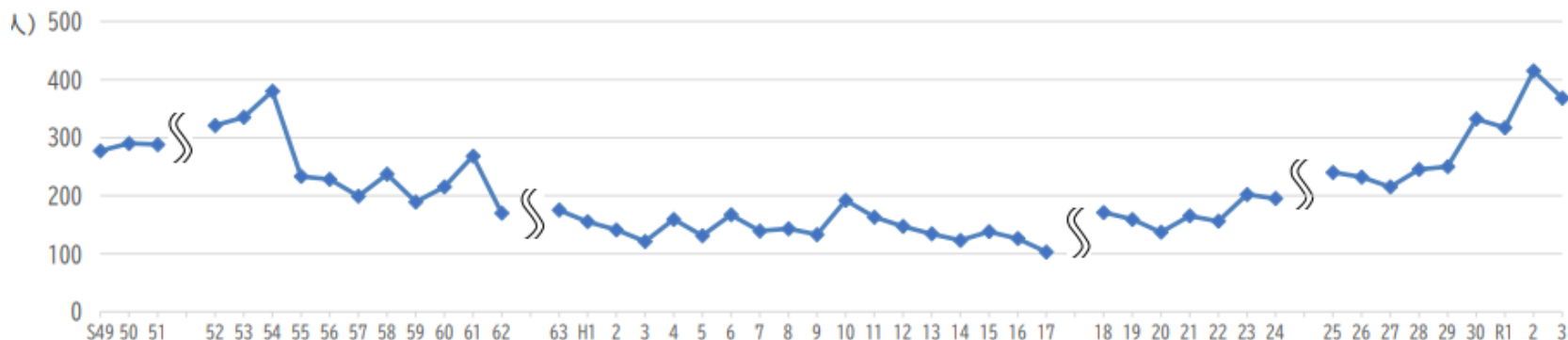
※中途退学者1人につき、主たる理由を一つ選択したものを。

※上段:人数
下段:中途退学者に対する割合

※12

自殺の状況について

● 小・中・高等学校から報告のあった自殺した児童生徒数は368人(前年度415人)である。



	小学校	中学校	高等学校	合計
R元年度	4	91	222	317
R2年度	7	103	305	415
R3年度	8	109	251	368

※ 昭和51年までは公立中・高等学校を調査。昭和52年からは公立小学校、平成18年度からは国私立学校、平成25年度からは高等学校通信制課程も調査。
 ※ 昭和49年から62年までは年間の数、昭和63年以降は年度間の数である。
 ※ 学校が把握し、計上したもの。

自殺した児童生徒が置かれていた状況 (複数回答可)

(人)

	小学校	中学校	高等学校	合計
家庭不和	1	15	30	46
父母等の叱責	1	17	20	38
精神障害	0	10	24	34
進路問題	0	9	21	30
えん世	0	10	16	26
友人関係 (いじめを除く)	0	9	15	24
学業等不振	0	9	12	21
恋愛問題	0	4	16	20
病弱等による悲観	0	0	8	8
いじめの問題	0	4	2	6
教職員との関係での悩み	0	1	1	2
不明	7	69	137	213
その他	0	4	15	19

令和3年度の警察庁の統計数値との比較

(人)

	警察庁調査	文科省調査	差
小学校	8	8	0
中学校	135	109	26
高等学校	311	251	60
合計	454	368	86

※警察庁調査、文部科学省調査とも年度間の自殺者数。
 ※警察庁調査における、令和4年1月～3月までの数値は暫定値である。

※12

ヤングケアラーの実態①

ヤングケアラーの実態に関する調査研究

令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

(三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)

(1) 要保護児童対策地域協議会へのアンケート調査

- ・「ヤングケアラー」という概念を認識しているのは、約 **93%**
- ・要保護児童対策地域協議会が、「ヤングケアラー」と思われる子どもの実態を把握しているのは **30.6%**

(2) 学校におけるヤングケアラーへの対応に関するアンケート調査、学校ヒアリング

- ・「ヤングケアラー」の概念を知っている学校は、中学校で **58.1%**、全日制高校で **62.6%**
- ・ヤングケアラーと思われる子どもがいる学校は、中学校で **46.4%**、全日制高校で **49.8%**
また、定時制高校では **70.4%**、通信制高校では **60.0%**

(3) 中高生の生活実態に関するアンケート調査

- ・家族の世話をしているのは、中学2年生は **5.7%**、全日制の高校2年生は **4.1%**
- ・自身がヤングケアラーに「あてはまる」と回答した場合、「あてはまらない」と回答した場合よりも、学校の欠席、遅刻や早退をする傾向にあり、平日1日あたりに世話に費やす時間は平均 **5.7時間**

ヤングケアラーの実態②

ヤングケアラーの実態に関する調査研究

令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

(株式会社 日本総合研究所)

(1) 小学校におけるヤングケアラー対応に関するアンケート調査およびインタビュー調査

- ・「ヤングケアラー」の概念を知っている学校は約9割
- ・ヤングケアラーと思われる子どもがいる学校は34.1%

(2) 小学生の生活についてのアンケート調査

- ・「家族の世話をしている」と回答した小学生は6.5%
世話を必要としている家族は「きょうだい」が最も多く71.0%、次いで「母親」が19.8%

(3) 大学生の生活実態に関するアンケート調査

- ・家族の世話をするひとが、「現在いる」が6.2%、「現在はいないが、過去にいた」が4.0%。
ヤングケアラーに「現在あてはまる」と回答した人は、2.9%。
- ・世話を始めた時期が大学入学以前の方のうち50%超が、世話をしていることで大学進学の際に何かしらの苦労があった・影響があったと回答

(4) 一般国民調査

- ・ヤングケアラーの認知度は、「聞いたことがあり、内容も知っている」が29.8%、
「聞いたことはあるが、よく知らない」が22.3%、「聞いたことはない」が48.0%。

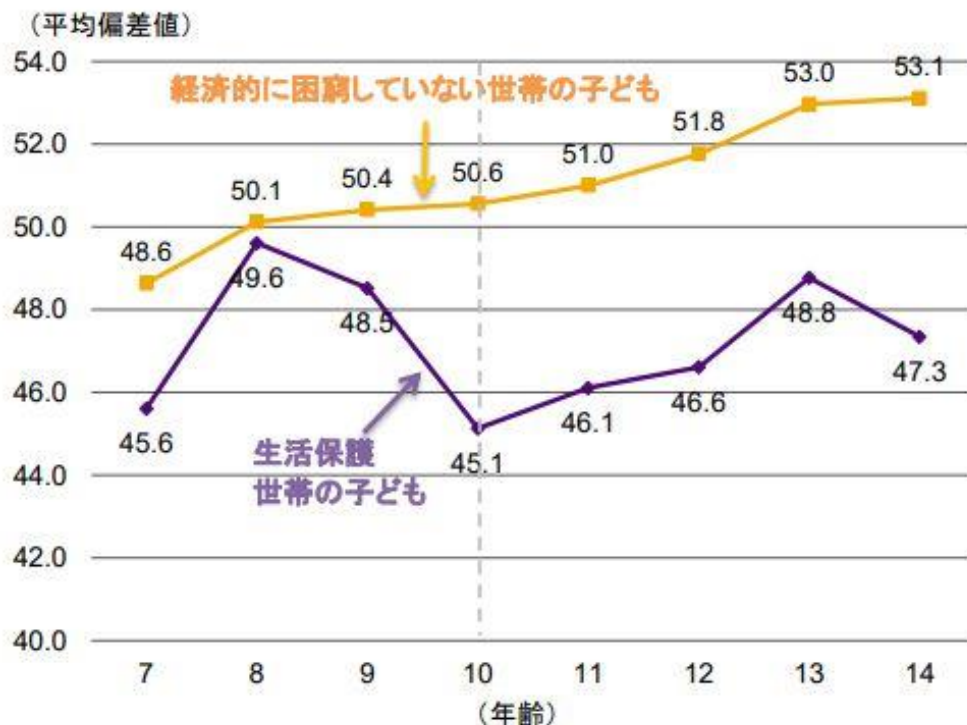
※14

家庭の経済格差と子どもの認知・非認知能力格差の関係①

発見 1 貧困状態の子どもの学力は10歳を境に急激に低下する

- 貧困状態にあると、学力は低くなる傾向があり、特に小学校4年生（10歳）以降で学力が大きく低下する。

生活保護世帯と経済的に困窮していない世帯の偏差値の推移（国語）



(注) パネルデータ分析のランダム効果モデルを用いた推定結果を図示したもの。生活保護世帯の7～9歳の子どもは、経済的に困窮していない世帯と10%水準で統計的に有意な差はない(それ以外はすべて統計的に有意)。

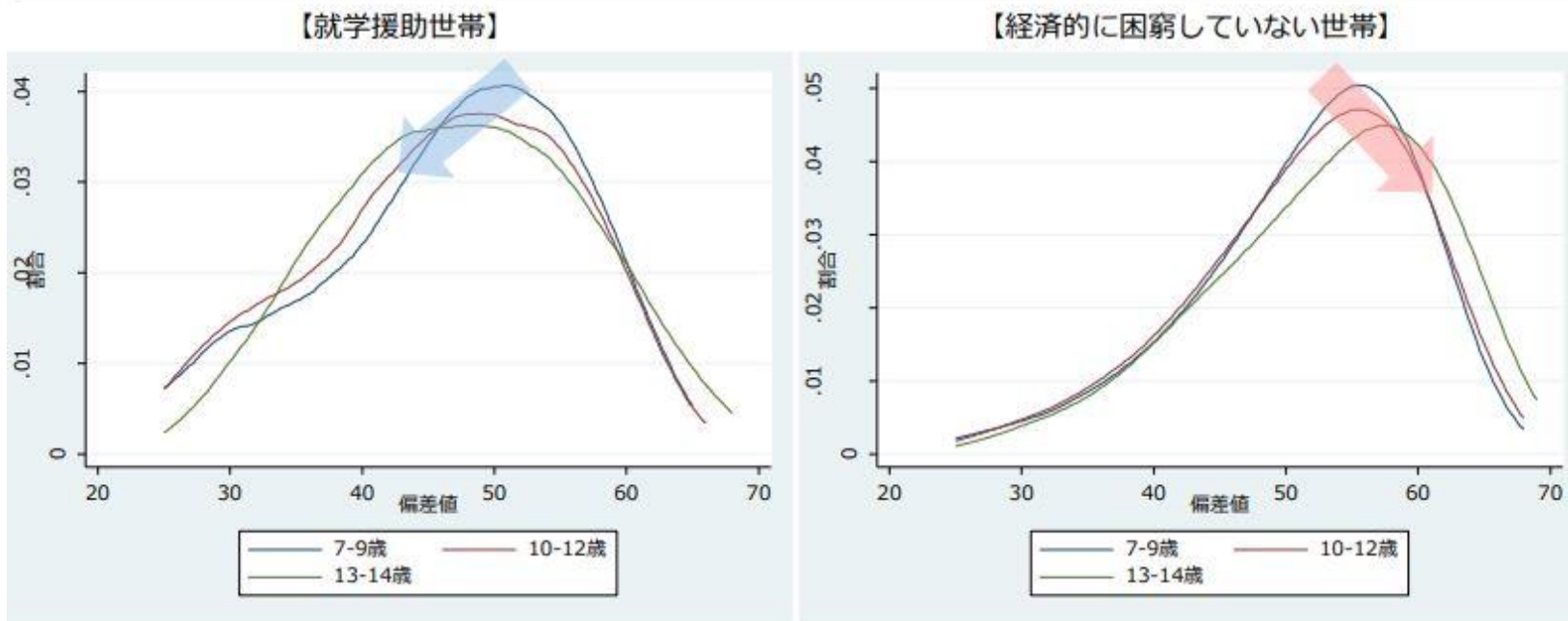
※15

家庭の経済格差と子どもの認知・非認知能力格差の関係②

発見 2 貧困世帯の学力は低位に、非困窮世帯の学力は高位に集中していく

- 年齢があがるにつれ、貧困世帯の平均的な学力は低下し、困窮していない世帯の学力は上昇する。

経済状況別・年齢別の学力偏差値の分布



(注) 全科目平均の偏差値について、年齢別にカーネル密度関数を描いたもの。

※15

家庭の経済格差と子どもの認知・非認知能力格差の関係③

発見 3 低学力のまま年齢が上がると、学力を高めることが難しくなる

- 低学年時は、前年の偏差値が45以下であっても、翌年には3～4割が偏差値45超まで上昇する。
- しかし年齢が上昇するにつれ、「逆転」の可能性は低下していき、低学力が固定化してしまう。

偏差値45以下の子どもが翌年に偏差値45超になる割合



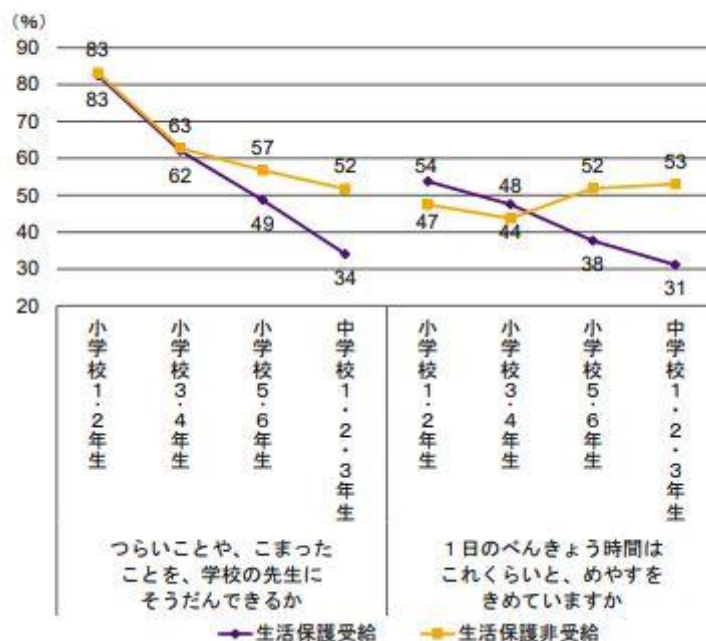
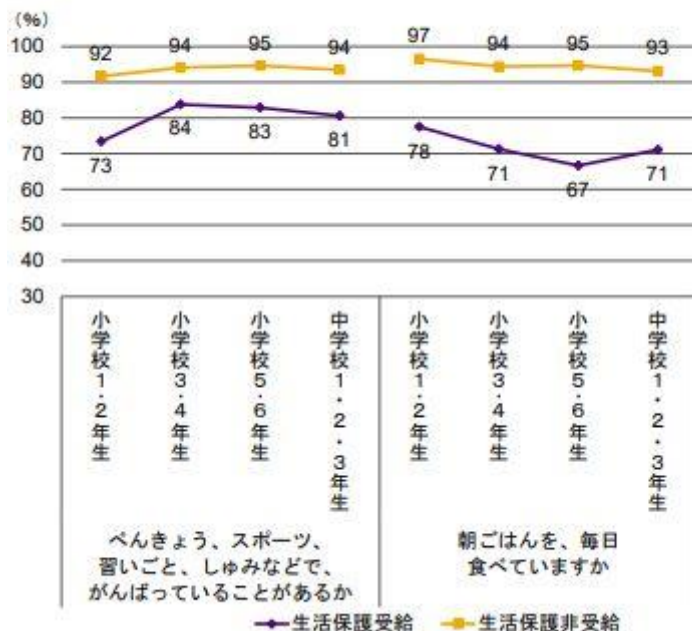
※15

家庭の経済格差と子どもの認知・非認知能力格差の関係④

発見 4 基本的な非認知能力は、低学年時点から差が大きい

- 生活保護世帯の場合、小学校低学年の時点から、家の人への相談の可否、がんばっていることの有無、朝食を摂る習慣といった基礎的な項目が、非受給世帯に比べ低水準にある。
- 一方、勉強時間の目安を定めているかや、友達や先生との関係などは、年齢があがるにつれて、両グループの格差が拡大していく。

経済状況別の非認知能力

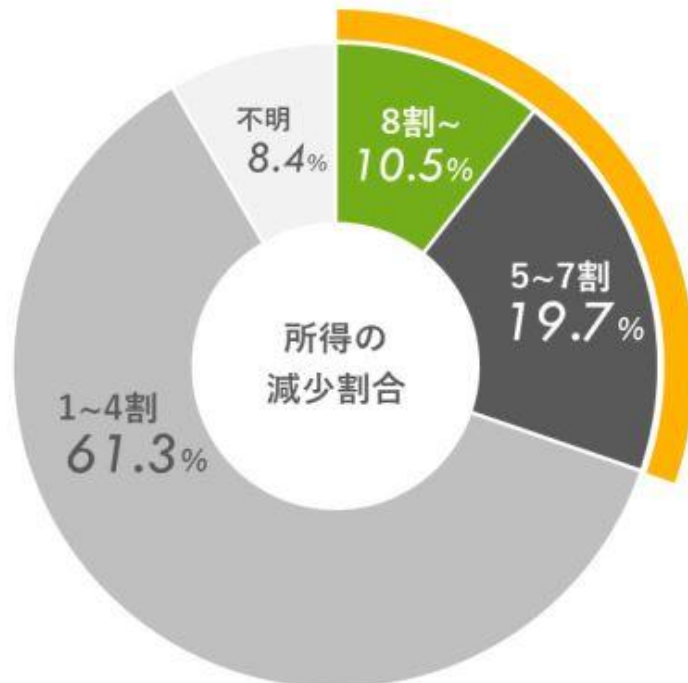


生活困窮世帯の新型コロナ・物価高騰の影響①

- ✓生活困窮世帯の4割以上(42.8%)が、新型コロナ発生前よりも、2022年の年間世帯所得が減少した
- ✓「(新型コロナ発生前よりも)世帯所得が減少した」と回答した生活困窮世帯のうち、約3人に1人は世帯所得が5割以上減少したと回答した(5~7割減少:19.7%、8割以上減少:10.5%)

※世帯所得が減少した回答者のみの集計

あなたの世帯の1年間の所得について、2019年(新型コロナウイルス発生前)と2022年を比較してどれくらい減少しましたか。



約1割減少した	19.7%
約2割減少した	20.3%
約3割減少した	13.9%
約4割減少した	7.4%
約5割減少した	12.9%
約6割減少した	3.2%
約7割減少した	3.7%
約8割減少した	4.7%
9割以上減少した	5.8%
分からない	8.4%

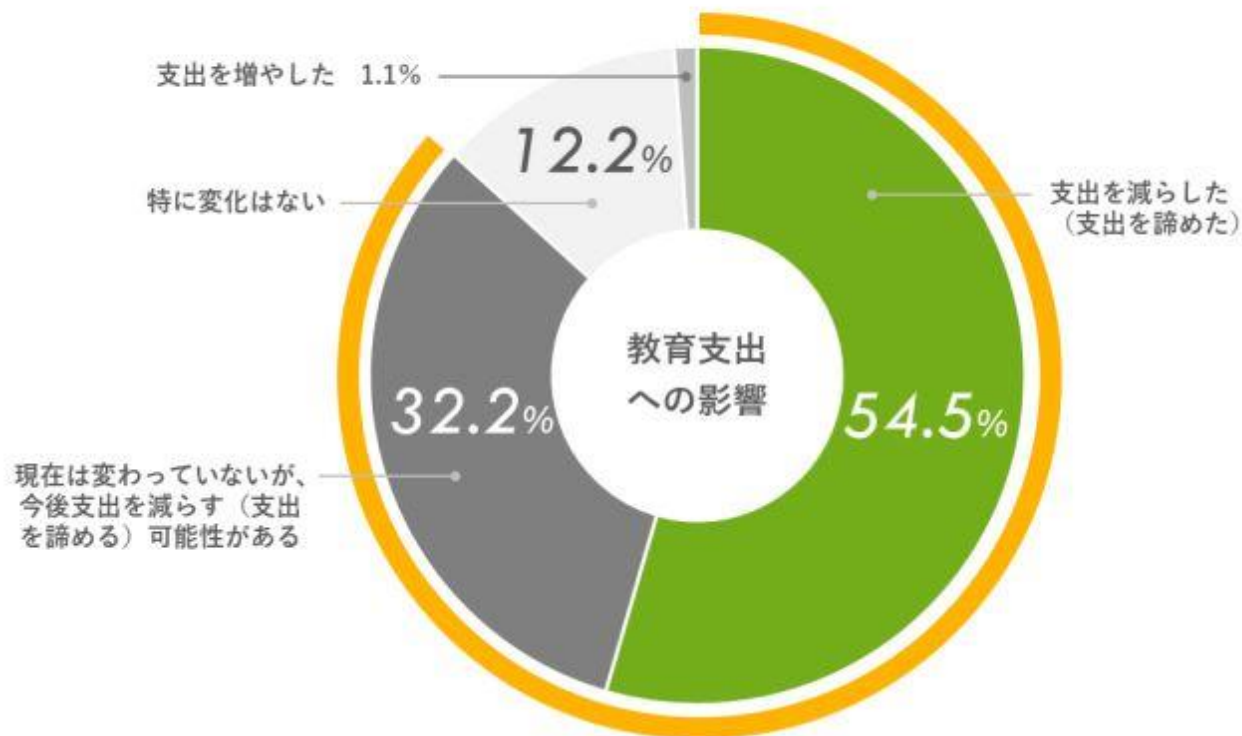
(n=380)

※16

生活困窮世帯の新型コロナ・物価高騰の影響②

✓物価高騰により、すでに5割以上の家庭で子どもの学習や教育に関する支出が減少しており、今後減少する可能性も含めると約9割にのぼる(既に減らした:54.5%、今後減らす可能性がある:32.2%)

物価高騰の影響により、お子様の学習や教育に関する支出に変化がありましたか。

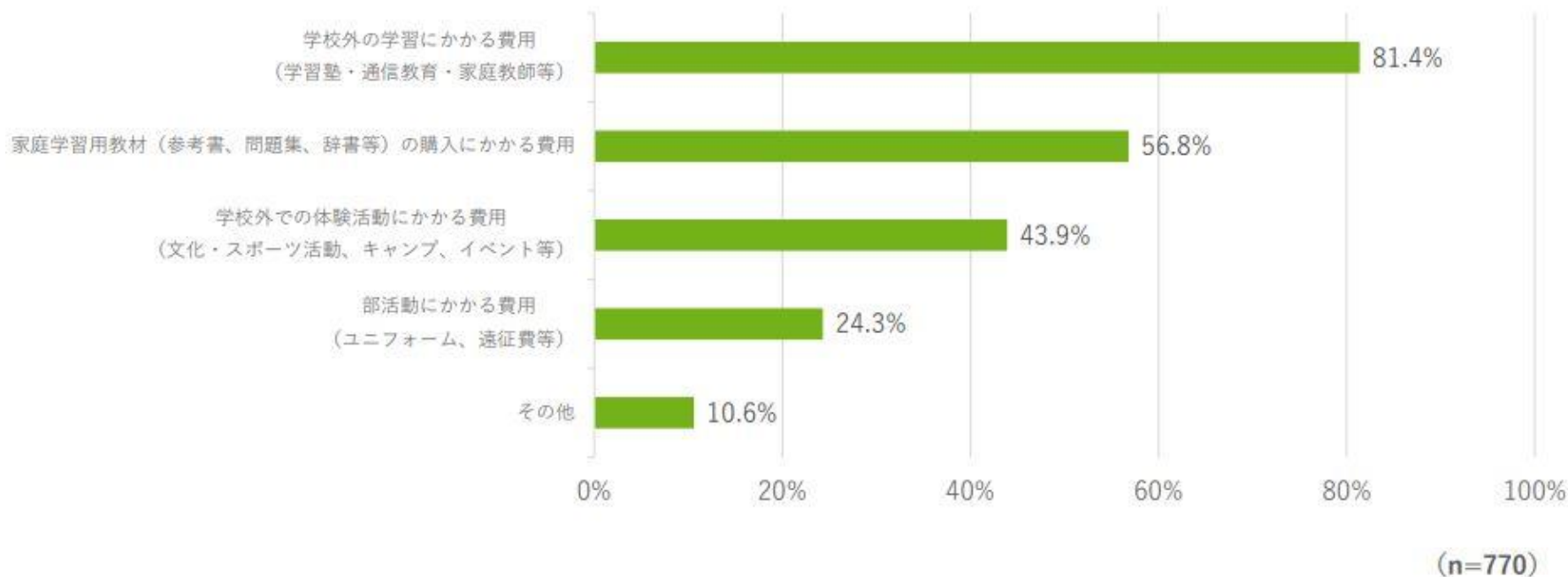


生活困窮世帯の新型コロナ・物価高騰の影響③

✓子どもの学習・教育に関する支出のうち、「学校外学習費」の支出を減らした(今後減らす可能性含む)家庭が8割に上るほか、「家庭学習教材費」と「学校外の体験活動費」についても、約4~6割の家庭で支出が抑えられる傾向が見られた

※「学習・教育支出を減らした(または減らす可能性がある)」を選択した回答者のみの集計

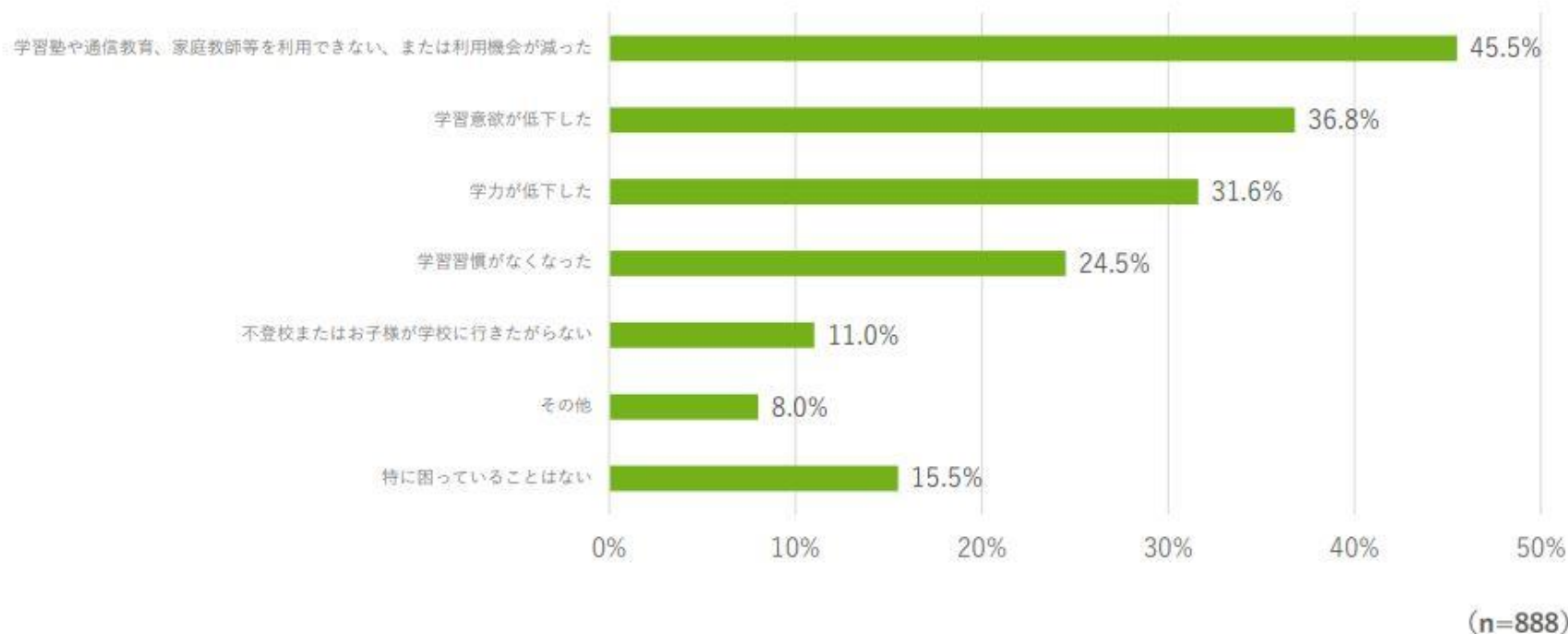
お子様の学習や教育に関する支出について、既に減らしたのものや、今後減らす・支出を諦める可能性があるものを教えてください。



生活困窮世帯の新型コロナ・物価高騰の影響④

- ✓コロナ禍や物価高騰の影響により、4割以上の家庭で学校外教育を利用する機会の減少、3割以上の家庭で子どもの学力や学習意欲の低下などの困りごとが見られた
- また、1割以上の家庭で、不登校または学校に行きたがらないという困りごとが見られた

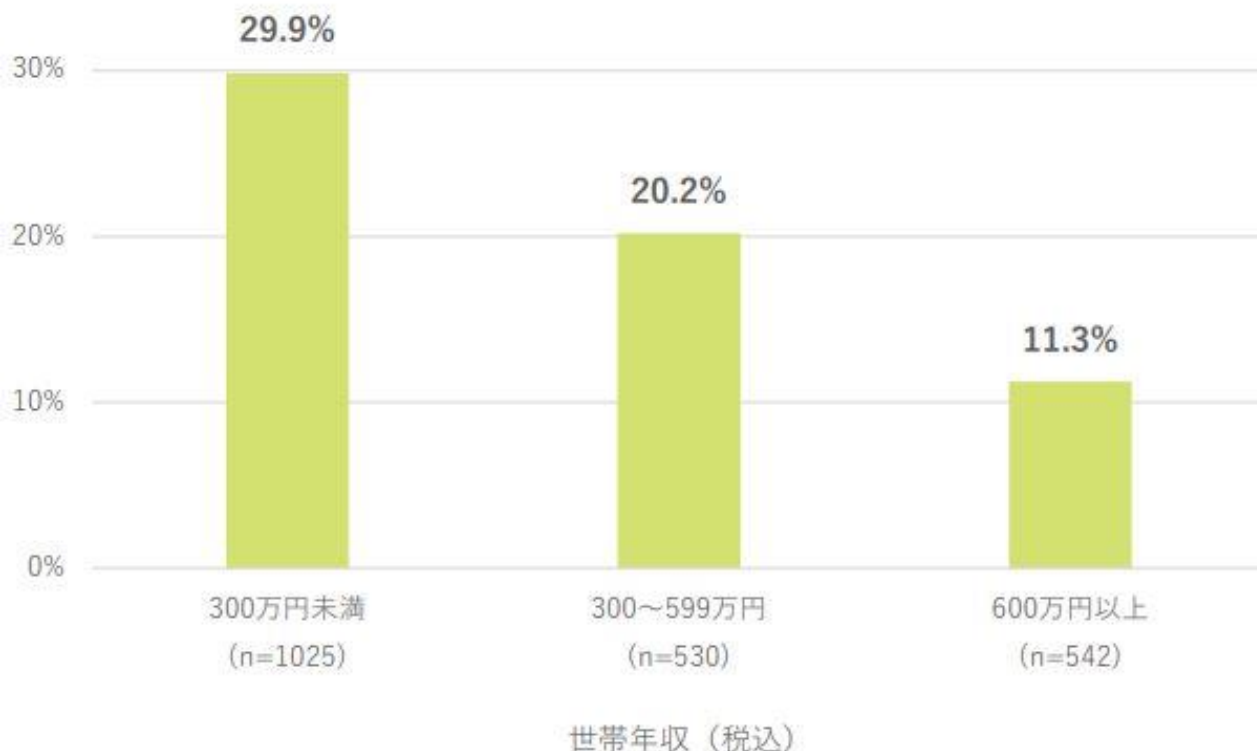
コロナ禍や物価高騰による生活や家計の変化に伴い、
直近の1年間でお子様の学習についての困りごとがあれば教えてください。（複数回答）



子どもの体験格差の実態調査①(体験活動への参加状況)

- ✓ 世帯年収300万円未満の家庭の子どもの約3人に1人が、1年を通じて学校外の体験活動を何もしていない(スポーツや文化芸術活動、自然体験、社会体験、文化的体験)。
- ✓ 世帯年収300万円未満の家庭の子どもにおける学校外の体験がない割合は、世帯年収600万円以上の世帯と比較して2.6倍高い。

学校外の体験がない子どもの割合 (直近1年間)

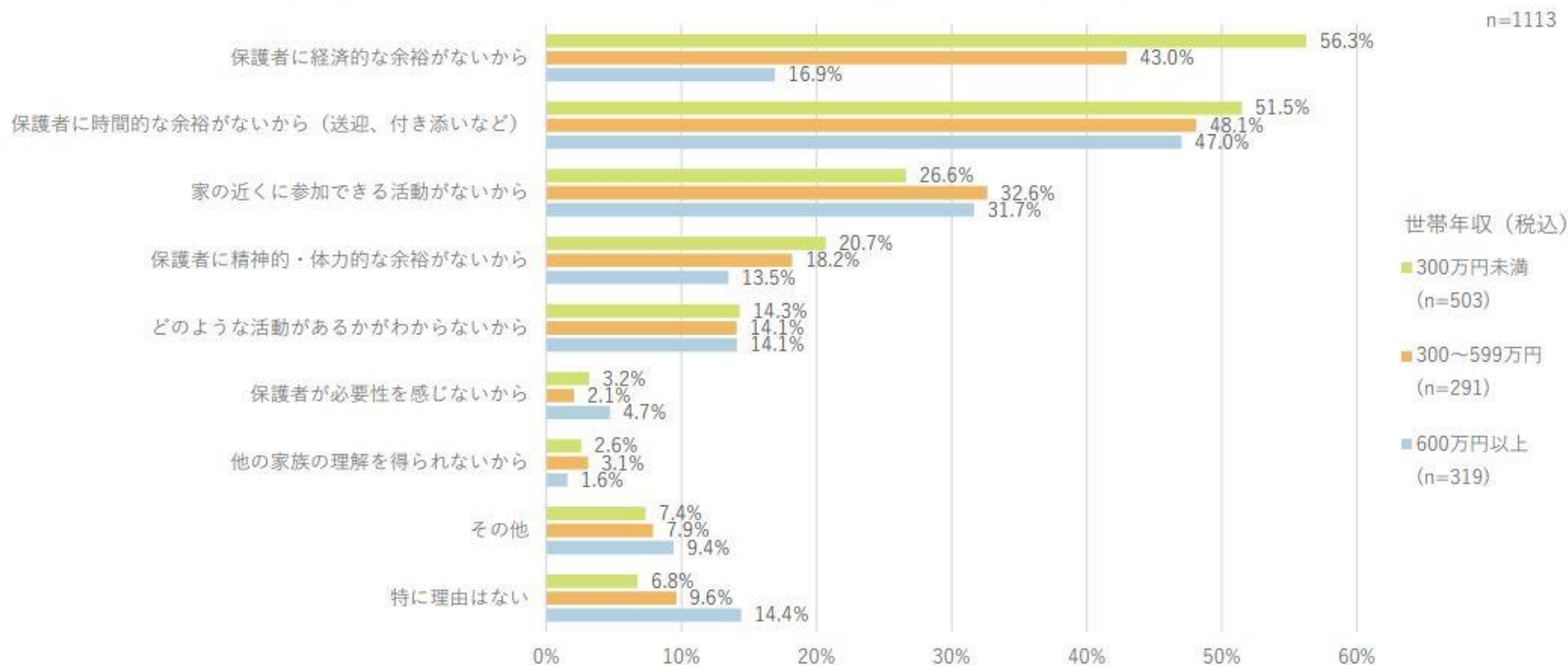


※17

子どもの体験格差の実態調査②(体験活動をあきらめた理由)

✓世帯年収300万円未満の家庭が、子どもに体験をさせてあげられなかった理由は、経済的理由の他にも、「保護者の時間的な余裕がない」(51.5%)、「近くに参加できる活動がない」(26.6%)、「保護者に精神的・体力的な余裕がない」(20.7%)等、多様な背景がある。

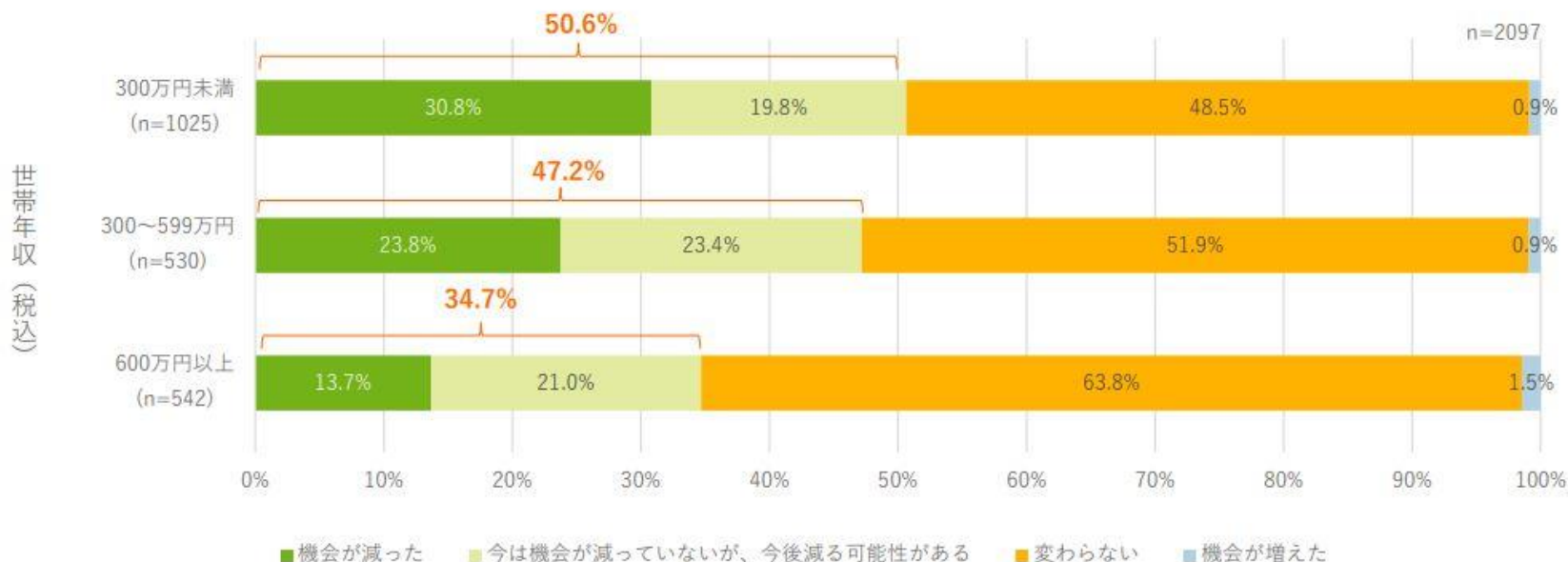
子どもがやってみたいと思う学校外の体験をさせてあげられなかった理由



子どもの体験格差の実態調査③(物価高騰による影響)

- ✓ 世帯年収300万円未満の家庭の約2人に1人(50.6%)が、物価高騰の影響で子どもの学校外の体験機会が減少した又は今後減少する可能性がある。
- ✓ 世帯年収300万円未満の家庭のうち、物価高騰の影響で子どもの体験機会が減少したと回答した割合は、世帯年収600万円以上の家庭の2.2倍であった。

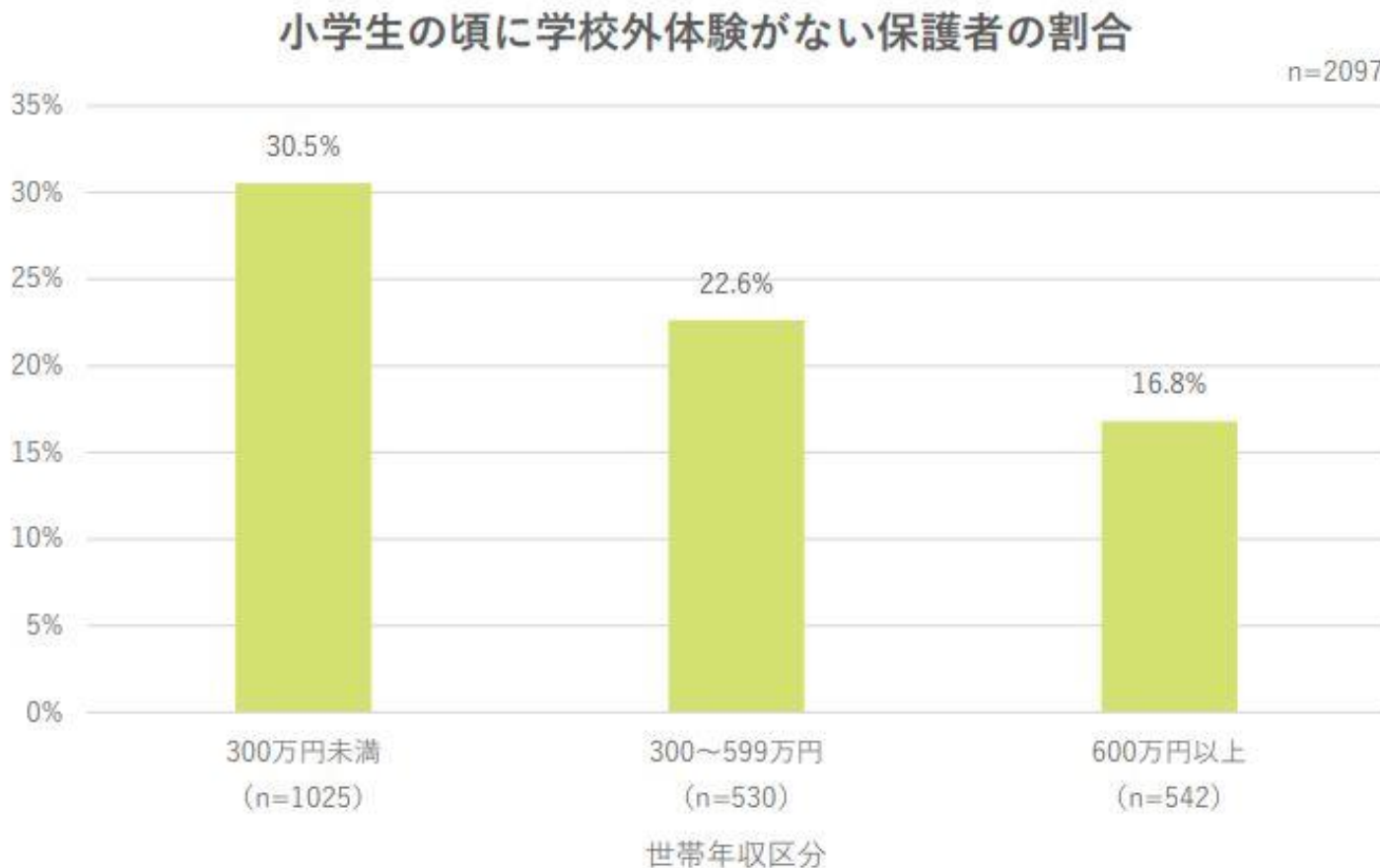
物価高騰が子どもの学校外の体験機会に与えた影響(世帯年収)



※「物価高騰は、お子様の学校以外の場での体験機会(※)にどのような影響を及ぼしていますか。※体験機会とは、スポーツ、文化芸術活動などの習い事やクラブ活動、個人的又は団体に属して行う自然体験や社会体験、文化的体験等の機会を指します。」という設問に対する回答結果。

子どもの体験格差の実態調査④(貧困の世代間連鎖)

- ✓ 現在の世帯年収が低い家庭の保護者ほど、自身が小学生の頃に学校外の体験活動を何もしていなかった割合が高い(13.7ポイントの差)。



※17

■ 出典 ■

※ 1. こども家庭庁設置に向けた主な取組状況(内閣官房こども家庭庁設立準備室)

https://www.soumu.go.jp/main_content/000840311.pdf

※ 2. こども基本法 関連資料 概要 (こども家庭庁)

<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-kihon/>

※ 3. こども大綱の推進 (こども家庭庁)

<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-taikou/>

※ 4. こども政策の推進に係る有識者会議 第2次報告書 (概要)

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/f3e5eca9-5081-4bc9-8d64-e7a61d8903d0/a81a1db6/20230401_policies_kodomotaikou_10.pdf

※ 5. こども政策推進会議 (第1回) 令和5年4月18日 参考資料4

<https://www.cfa.go.jp/councils/suishinkaigi/2RUcgMwP/>

※ 6. 子どもの貧困対策の推進に関する法律 概要 (内閣府)

https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/kentoukai/k_1/pdf/sl.pdf

※ 7. 第13回 子供の貧困対策に関する有識者会議 (令和元年6月25日) 資料2

https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/youshikisyu/k_13/pdf/s2.pdf

※ 8. 子供の貧困対策に関する大綱 概要 (こども家庭局)

https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/pdf/r01-taikou_gaiyou.pdf

(全文) <https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/pdf/r01-taikou.pdf>

※ 9. 厚生労働省国民生活基礎調査2022 II 各種世帯の所得等の状況 6 貧困率の状況

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa22/index.html>

■ 出典 ■

- ※ 10. 令和3年度子供の貧困の状況及び子供の貧困対策の実施の状況（内閣府）
<https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/taikou/index.html>
- ※ 11. 「子どもの貧困の社会的損失推計」2015年12月（日本財団）
https://www.nippon-foundation.or.jp/app/uploads/2019/01/wha_pro_end_03.pdf
- ※ 12. 令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要（文部科学省）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302902.htm
- ※ 13. ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）
https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2021/04/koukai_210412_7.pdf
- ※ 14. ヤングケアラーの実態調査報告書（日本総研）
<https://www.jri.co.jp/page.jsp?id=102439>
- ※ 15. 家庭の経済格差と子どもの認知・非認知能力格差の関係分析速報版（日本財団）
https://www.nippon-foundation.or.jp/app/uploads/2019/01/wha_pro_end_06.pdf
（全文）https://www.nippon-foundation.or.jp/app/uploads/2019/01/wha_pro_end_06.pdf
- ※ 16. 生活困窮世帯の子ども及び家庭に対する新型コロナ・物価高騰の影響調査報告書（2023年4月）
公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン
<https://cfc.or.jp/wp-content/uploads/2023/04/230418report.pdf>
- ※ 17. 子どもの「体験格差」実態調査最終報告書ダイジェスト版2023年7月
（公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン）
https://cfc.or.jp/wp-content/uploads/2023/07/taikenreport_digest.pdf
（全文）https://cfc.or.jp/wp-content/uploads/2023/07/cfc_taiken_report2307.pdf